

議事(2) 歴史的風致維持向上計画の変更について

★変更内容の概要

変更① 歴史的風致形成建造物指定候補の追加による変更

- ・ 指定候補に追加する下記2件の説明文と写真を追加【第2章関係】
 - ※指定候補建造物の説明文などの追加箇所
 - ・ 村上城下の祭礼にみる歴史的風致：「西奈弥羽黒神社」
 - ・ 北限の茶処にみる歴史的風致：「茶館きっかわ嘉門亭」
- ・ 「表 歴史的風致形成建造物の指定候補」の修正【第7章関係】
- ・ 「図 歴史的風致形成建造物指定候補の分布図」の修正【第7章関係】

変更② 歴史的風致形成建造物の追加指定による変更

- ・ 「表 歴史的風致形成建造物に指定した建造物」の修正【第7章関係】
- ・ 「図 歴史的風致形成建造物に指定した建造物の分布図」の修正【第7章関係】

変更③ その他の変更（時点修正等）

- ・ 「表 村上市歴史的風致維持向上計画の検討経過」の修正【序章】
- ・ 「表 村上市歴史的風致維持向上協議会委員名簿」の修正【序章】
- ・ 歴史的風致形成建造物指定候補の説明文追加によるレイアウトの変更【画書全体】

変更① 歴史的風致形成建造物指定候補の追加による変更

指定基準：下記の基準を満たす建造物

- ・ 重点区域内の建造物
- ・ 歴史的風致の形成に寄与しており保全が必要な建造物
- ・ 概ね昭和20年(1945)以前に建設された建造物
- ・ 以下のいずれかに該当する建造物
 - ①意匠性、技術性が優れているもの
 - ②歴史、地方、希少性等の観点から価値の高いもの
 - ③外観が景観上の特徴を有するもの

指定対象：重要文化財建造物等に指定された建造物又は重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成している建造物ではない下記の項目に該当する建造物

- ・ 国登録有形文化財である建造物
- ・ 新潟県、村上市指定の有形文化財である建造物
- ・ 新潟県、村上市指定の史跡、名勝又は天然記念物である建造物
- ・ 景観法に基づき指定された景観重要建造物
- ・ 歴史的風致の維持向上に寄与するものとして市長が特に認めた建造物



上記の項目に該当する2件の建造物所有者から指定提案

歴史的風致維持向上計画の変更

変更① 歴史的風致形成建造物指定候補の追加による変更

指定提案された歴史的建造物

	建造物名	所在地	年代・構造	備考
①	西奈弥羽黒神社	羽黒町	社殿：明治44年以前 石段：明治15年 二の鳥居：明治15年以前 手水舎：明治15年	関連する歴史的風致：① 追加理由：②
②	茶館きっかわ嘉門亭	大町	主屋：明治25年	関連する歴史的風致：①④ 追加理由：②

歴史的風致：①村上城下の祭礼にみる歴史的風致 ②種川の制など鮭文化にみる歴史的風致
 ③村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致 ④北限の茶処にみる歴史的風致
 追加理由：①イベント等において利活用済みの建造物 ②歴史的風致との関連性が特に深い建造物



西奈弥羽黒神社/社殿（羽黒町）



西奈弥羽黒神社/石段(羽黒町)



西奈弥羽黒神社/二の鳥居(羽黒町)



西奈弥羽黒神社/手水舎(羽黒町)



茶館きっかわ嘉門亭/主屋 (大町)

